

## へき地医療拠点病院の指定について

へき地医療体制を強化するため、2 医療機関をへき地医療拠点病院に指定する。

### 概 要

- ・へき地医療（5 事業）における医療提供体制を強化するため、2 社会医療法人（社会医療法人財団中村病院・社会医療法人寿人会木村病院）が、令和 4 年 4 月からへき地診療所に医師派遣予定。
- ・へき地医療拠点病院の基準を満たすため、へき地医療支援計画策定会議（R3.11.18）において、2 医療機関の指定について協議し、了承を得た。  
（現在のへき地医療拠点病院：県立病院、済生会病院、公立丹南病院、公立小浜病院）
- ・本審議会において、へき地医療拠点病院の指定について審議し、承認をいただければ、令和 4 年 4 月 1 日付けで 2 医療機関をへき地医療拠点病院に指定。

### 1 対象医療機関およびへき地診療所への支援内容（予定）

#### （1）社会医療法人財団中村病院

代表 野口善之理事長（所在 越前市天王町）

内容 南越前町河野診療所への継続的な医師派遣

（令和 4 年 4 月～、週 1 日および緊急時。南越前町と合意済）

#### （2）社会医療法人寿人会木村病院

代表 木村知行理事長（所在 鯖江市旭町）

内容 美浜町丹生診療所への継続的な医師派遣

（令和 4 年 4 月～、週 2 日。美浜町と合意済）

### 2 へき地医療拠点病院の基準（厚生労働省『へき地保健医療対策等実施要綱』抜粋）

都道府県知事は、無医地区等を対象として、へき地医療支援機構の指導・調整の下に巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣等の事業※を実施した実績を有する又はこれらの事業を当該年度に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院として指定するものとする。

※巡回診療等へき地住民の医療確保、へき地診療所等への代診医派遣（継続派遣含む）、遠隔医療等の各種診療支援 など